

【権利制限の一般規定に関する中間まとめへの意見】

2010年8月5日

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕

1. 総論

ACCSは、権利制限の一般規定の導入に反対の意見を表明しており、中間まとめが発表となり、その検討状況並びに検討結果を拝見した上でも、反対の立場は変わるものではありません。

特に、導入による権利者の不利益、導入の必要性の検討経過並びにその結論については、到底承伏できないものであると考えております。

意見の詳細につきましては、意見募集に対してご提出いたしましたパブリックコメントをご覧いただければと存じます。

今回の意見表明におきましては、中間まとめに記載のA～C類型に関して、弊協会の意見を説明いたします。

2. 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

(1) A類型について

本類型は、写真・映像への付随的ないわゆる「写り込み」が想定されていますが、「写り込み」（及び音の録り込み）は、それに特化した個別の規定により対応すれば十分であると考えます。そもそも、著作権法で保護される表現に対する人間の知覚方法は、視覚又は聴覚を通じての2種類しか存しません。「写り込み」のような著作物の取り込みは、視覚又は聴覚により知覚可能な表現においてしかありえないのですから、一般規定化にはなじまないものだと考えます。むしろ、表現された結果のみでは付随的に写り込んだものか、意図的に写し込んだものかが判然とないことから、一般規定化したとたん、例えば「写し込み」の扱いに関し、法制問題小委員会委員の間ですら、その見解が分かれていることから分かります。抽象化してそのまま立法化すれば、混乱は必至であると思料します。

本中間まとめにおいても、いわゆる「写し込み」が含まれるかどうかについては慎重に検討すべきとの意見が付されていますが、意図的に写し込む場合は、写し込まれる著作物を利用者が選定しているという観点から本来的な利用であると評価すべきだと考えます。このような利用においては、許諾を得ることが現実的でないものとは考えられないため、少なくとも現在の要件に「偶発的な

ものであること」を加えるべきです。

(2) B 類型について

本類型で想定されている事例に関しては、(a)著作権者の許諾に基づく利用、(b)個別権利制限規定に基づく利用に分けて検討する必要があると考えます。

(a)の利用形態に関しては、本報告書でも指摘のあるとおり、黙示的許諾の法理または個別制限規定の解釈によって解決をはかることが可能であると考えます。現に、CD 録音許諾を得た場合のマスターテープ製作における複製などが問題となる事例として上がっていますが、かかるマスターテープ製作（複製）を行うに際し、利用者であるレコード製作者において何らかの委縮効果が生じたという事例があるとは考えられません。逆にこのような委縮効果が生じていないという例証として、日本レコード協会がそのホームページに、CD 製作過程におけるマスターテープのテープの製作を堂々と記載し、広く公知としていることから明らかです。また、当該事例において、権利者が権利行使をし、裁判所に判断を委ねたとしても、権利濫用として退けられる可能性が非常に高く、何らの弊害も生じていない事例をあげることで、敢えて(a)の利用形態に関して明文化した規定とする必要はないと考えます。

(b)の利用形態に関しては、全ての個別制限規定に基づく利用を一律に論じるべきではないと考えます。

そもそも、著作物の全ての複製行為は、当該著作物の利使用のための準備行為であって、複製が目的ではありません。そのため、本類型の要件となっている、「適法な著作物の利用」を前提とすることは、著作権対象行為でない著作物の視聴等行為のための複製の全てを適法としてしまう余地があり、このことは、著作権制度を根本から覆す結果となりかねません。したがって、本類型における(b)の利用形態を想定した規定の導入には反対です。

本中間まとめにおいて例示されている、33条1項や38条1項に基づく利用の準備段階としての複製行為は、一般規定として論じられる行為ではなく、あくまでも当該個別制限規定が、その準備段階である複製行為までも適法とすべきかどうかを想定しているかが論点であって、それぞれの個別制限規定において議論されるべき問題であると思料します。

(3) C 類型について

本類型の要件として掲げる「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」にどのような行為が当てはまるかが判然としません。

例えば、昨今甚大な被害を権利者に及ぼしているファイル共有ソフトの利用において、一部のソフトでは、著作物ファイルの一部もしくは全部をソフト利

利用者の意志とは無関係に保持させることによって、当該著作物ファイルの拡散を促進するものが存在します。このようなファイル共有ソフトにおいて、流通しているファイルのほとんどは権利者の許諾なく送受信されている違法な著作物ファイルであり、利用者のファイル保持行為によって拡散を促進することは、著作権侵害を拡大することにほかなりません。本類型はこのような利用者の行為の一部を適法とする余地があり、言い逃れや居直りといった侵害を引き起こす原因となります。

このような事態について、何ら対策が講じられていない（または検討されていない）状況下において、侵害を拡大することが容易に想像できる規定を導入することは是認できません。このような違法な著作物を利用する場合の対策について検討し、除外できる要件を付加することが必須です。

さらに、本類型に対する懸念として、法制問題小委員会委員の中には、本類型には、米国のフェアユースにおけるいわゆるトランスフォーマティブ的な利用も含まれると解しているようですが、そうすると、C類型は、実質的にアメリカ版フェアユースのかなりの部分を取り込んでしまう結果となります。これは、権利者側にとってのみならず、一般規定導入に理解を示しているハードメーカー側ですら要望していないことであり、誰も希望しない規定を導入する必要性は存しません。

本類型については、本中間まとめにある通り、近時に法改正がなされたインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための権利制限規定以外に想定される事例が存在しないのであれば、例示された技術検証のための複製等を制限する個別制限規定に留めることが適当であると考えます。

3. 権利制限の対象となる著作物の種類について

本中間まとめにおける各類型においてプログラムの著作物が利用される場面は想定できないことから、対象とならないことを明示していただくよう希望します。

A類型については、プログラムの著作物が写り込む状況は想定できません。

B類型については、プログラムの著作物については、既に47条の3によって、必要と認められる程度の複製が制限される規定が存しており、一般規定によって改めて制限されるべき行為は存在しないと考えられます。

C類型については、その本来の利用が「表現の知覚」によるものではなく、表現の知覚に向けられた利用かどうかによって「本来の利用」かどうかを評価することはできないこと、さらに、当該C類型において権利制限される可能性があるとするリバースエンジニアリングについては、既に個別制限規定を創設することが結論づけられていることから、対象とする理由は存しないものと

思料します。

これらのことから、プログラムの著作物については対象外としていただきたく存じます。

以上

平成22年8月5日

権利制限の一般規定に関する中間まとめで示された各類型について

ビジネス ソフトウェア アライアンス

1、基本的視点

ソフトウェア及びコンピュータ産業は、過去20年間において大きな成長を遂げた産業の1つです。ソフトウェアに対する著作権保護は、イノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきました。著作権保護という安定した体制の下で産業が繁栄してきたことは議論の余地がありません。この間、著作権による保護に基づき、契約によってソフトウェアの利用に関してライセンスを行う方式が広く一般に浸透しました。

このことから、ビジネス ソフトウェア アライアンス(B S A)は、著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきであるという基本的な考えを有しています。従って、仮に、一般的権利制限規定を導入することになったとしても、我が国で長い間にわたり個別権利制限規定によって一定の利用秩序を形成していることを十分考慮し、権利制限の一般規定が存在しないことにより支障が現に生じている利用行為を整理・分類したうえで、根拠のある必要性に基づき、国際条約との整合性を十分検討したうえで、権利者の利益を不当に害しない範囲で、具体的にどのような利用行為が権利制限の対象になるのか導き得るような規定とすべきと考えます。

さらに、権利制限の一般規定の文言は、権利者及び利用者にとって、著作物を利用する特定の行為が権利制限規定の一般規定に服するのかが十分に予測可能となるよう、より精緻であるべきと考えます。B S Aは、現在のところ、各類型（特にC類型）の適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています。

2、各類型について

以下に述べる理由により、結論としては、A、B、Cの各類型には、コンピュータ・プログラムが含まれないということを明記すべきと考えます。

(1) A類型について

A類型については、貴委員会において、いわゆる写り込みが該当するという事で議論が重ねられてきました。コンピュータ・プログラムについて、写り込みという状況はないため、A類型の対象となる著作物ではないと考えており、その点の明確化を望みます。

また、「付随的に生ずる利用」という以上、許諾を取得し得る、偶発的ではなく意図的な利用は含まれないとすべきです。

(2) B類型について

B類型の例示においても、コンピュータ・プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型は論じられておらず、必要性は示されておりません。前述のとおり、ソフトウェアの詳細な契約条件に基づくライセンスは、ソフトウェア産業の発達の経緯の中で、長い時間をかけて、広く一般に浸透してきました。そのライセンス条件の中には、どのような態様で、いくつの複製が許されるか(マスターコピーから複数の複製物の作成が許されるのか、1パッケージから1つの複製が許されるのか、ダウンロードを1デバイスに行うのか、プロダクトキーが付されているのか、バックアップはどうするのかなど)詳細に取り決めがなされています。即ち、コンピュータ・プログラム利用の準備として行う複製については、詳細に契約で取り決める実務が成熟しております。このような状況において、無許諾でありながら、「過程」での「合理的」で「質的又は量的に・・・軽微」な利用というものは考えられず、コンピュータ・プログラムについてB類型の対象となる著作物ではないと考えており、その点の明確化を望みます。

(3) C類型について

まず、BSAは、C類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有しています。平成21年の技術の進歩に対応するために行った法改正において、保護と利用の適切なバランスを取り、十分な根拠に基づいて権利制限を行うべく、各条項において条件を付してきましたが、C類型はこれらの考慮を不要としてしまうような曖昧で広範な類型です。

また、C類型でプログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され、議論をされているのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為です。リバース・エンジニアリングに関連する利用行為につき権利制限を行うのかについては、産業政策的な観点も踏まえ十分な検討を行うため、平成20年度、貴会において、関係団体に広くヒアリングを行って検討し、とりまとめを行ってきたところです。BSAは、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものと考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のためだけに認められていることや、EUソフトウェア指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することを述べてきております。このような条件を課す必要性についても、既に平成20年度貴委員会の中間まとめにも記述されております。前回ヒアリングを下に権利保護のバランスを検討してきたことを捨象して、詳細な条件等を盛り込まない曖昧なC類型でリバース・エンジニアリングについての権利制限を行うことは、前記のとおりソフトウェア産業に損害を与えるものであると

もに、中間まとめ16頁にある利用行為を想定した上で規定を考えるとの基本アプローチにも矛盾するものと考えます。

以上の通り、BSAは、A・B・C類型にはプログラムの著作物は含まれないことを明記した上で、リバース・エンジニアリングの個別権利制限規定の要件の詳細を詰めるべきと考えます。

3. 個別権利制限規定と権利制限の一般規定の関係について

前記2より、プログラムの著作物に関しては、権利制限の一般規定には含まれず、個別権利制限規定のみが適用されるべきと考えます。また、一般的にも、個別権利制限規定における精緻な外延というものを、いかなる権利制限の一般規定にも優先させるべきです。そうしなければ、多くの個別権利制限規定に盛り込まれていて権利保護のための安全弁となっている条件が、有効に機能しなくなってしまうからです。

以上

ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)¹の意見

平成 20 年 7 月 25 日

1. 始めに

BSA は、貴委員会が、コンピュータ・プログラムの保護に関連して、新たな権利制限規定を認める著作権法の改正を検討中であること、具体的には、セキュリティ及び研究開発を目的するコンピュータ・プログラムの逆コンパイルを行う際の複製及び翻案に対応するための権利制限規定を設けることを検討されていると理解しております。

BSA は、

- そのような権利制限規定が不可欠との事情は生じていないこと、及び、
- 却って、制限規定を設けることにより日本における新規ソフトウェア製品の開発及び普及を妨げるおそれがある

と考えます。

2. 著作権保護の果たす役割及び保護のバランスの重要性

¹ ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界 80 カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSA は急成長を遂げるビジネスソフトウェア 業界をリードする企業で構成されています。1988 年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSA のメンバーにはアドビ システムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、アビッド テクノロジー、ベントレー・システムズ、ポーランド、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software/Mastercam、コーレル、サイバーリンク、デル、EMC、Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company、HP、インテル、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、Monotype Imaging、PTC、クォーク、Quest Software、SAP、SAS インスティテュート、シーメンス PLM ソフトウェア、ソリッドワークス、SPSS、サイベース、シマンテック、シノプシス、テクラ、The MathWorks およびトレンドマイクロが加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA 米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語)をご覧ください。

(1) EU の制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のためのみに認められています。EU 又は米国のいずれも、セキュリティ又は研究目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。

(2) ソフトウェアに対する著作権保護は、イノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきました。雇用、販売、生産高、成長、及び消費者に受入れられたといういずれの点においても、ソフトウェア及びコンピュータ産業は、過去 20 年間に於いて大きな成長を遂げた産業の 1 つです。著作権保護という安定した体制の下で、産業が繁栄してきたことは議論の余地がありません。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権保護を減じることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。我々は、そのような制定法上の変更によって、問題点を生じさせこそすれ、問題の解決にはならないと考えます。

著作権保護に対する逆コンパイルの例外の問題は、日本を含め、1990 年代初頭に、盛んに議論されました。現在の EU 法及び米国の法は、後述のとおり、極めて限定的な状況の下でのみ逆コンパイルの例外を認めています。15 年以上前のこの時期に制定されたものでした。この間、ソフトウェア産業は、広範な逆コンパイルの例外を設けること無く、成長を遂げました。さらに、この間、著作権保護が、ソフトウェアのセキュリティ、研究及びその他に関する有益な解析に対して、障害となることはありませんでした。

端的に言えば、過去 15 年間、世界中で著作権改革のためのさまざまな努力が行われてきた一方で、逆コンパイルは、これらの議論の中での重要な問題ではありませんでした。我々は、その理由はシンプルなものであると考えます。つまり、ソフトウェア開発者は、現行法のもとで革新的な新製品を開発しかつ生産することができ、我々の知る限りにおいて、保護範囲を狭めることを正当化するような問題点は、現行法には確認されておりません。

現時点の法及び政策のバランスを変更する可能性がある提案が行われた場合、とりわけ、保護範囲を狭めることの提案がなされた場合、BSA は極めて慎重に対応しています。現在提示されている権利制限規定を必要とする具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は懐疑的になっています。

以下、主要な2点です。

- * 多くの場合、より高いセキュリティを得るためか、または研究を推進するためのいずれかのために、コンピュータ・プログラムを逆コンパイルすることは必要ではありません。
- * 前記のとおり、米国法も EC 法も、商業的な任意の逆コンパイルを認めていません。

日本が、直近に著作権法に対する逆コンパイルの例外を検討したときの提案者の目標は、研究開発費の削減のための変革の推進にありました。提案者は、逆コンパイルによって、いわゆる「類似の技術に対する余剰投資」と言われるものが生じるのを回避することができるだろうと考えたからでした。提案者らは、新規ソフトウェアの創作費は高すぎると考えているようでした。複製費用の方がかなり安価なため、法的責任を生じることなく、ソフトウェアを複製しやすくすることを提案しました。日本において、1990年代初頭にこの議論は受け入れられませんでした。BSA は、貴委員会に対して、再度、これを受け入れないようお勧めします。

3. 権利制限規定の必要性がないこと

(1) 商業目的での逆コンパイル提案者の基本的な主張

逆コンパイルを認める提案者は、よく以下のように主張します。

1. コンピュータ・プログラムは、通常、「0」及び「1」の連続によるオブジェクト・コードにおいて、ユーザに配信されている。
2. オブジェクト・コードを、コンピュータは理解することができるが、人は理解することができない。
3. したがって、プログラムを理解しようとする者は、その理解に必要な情報を取得するためのリバース・エンジニアを行わなければならない。
4. リバース・エンジニアは、多数の解析形態によって構成されており、それを通じて、エンジニアは、オブジェクト・コードを、オリジナル・ソースコードに近い状況に変換することを試みている。
5. エンジニアに対して必要な情報の取得を可能にするリバース・エンジニアの唯

一の形態は、逆アセンブリ又は逆コンパイルである。

6. 逆コンパイルは、セキュリティを改善し、研究を増やすために認められるべきである。

以下 2 つの問題を検討する必要が生じます。

- ユーザ及び開発者が必要とする情報は、それをどうやって入手することができるか。
- 逆コンパイルは必要か。

(2) 情報入手手段

逆コンパイルは、**情報入手のための多数の方法のうちの一つ**であり、以下のとおり、その他の方法があります。

1. 開発者から、ライセンスに基づき情報を入手する。
2. マニュアル、公開された仕様書、及びその他の文書を調査する。
3. (プログラム所有者により提供される)コードを調査する。
4. プログラムの実行前、実行中又は実行後に、コンピュータのメモリ内容を調査する。
5. プログラムの実行：メッセージを調査し、特定のコマンドに対する反応を調査する。
6. テスト・プログラムを、調査対象のプログラムと共に実行する。
7. トレース解析：プログラムを一度に 1 ステップ実行し、CPU、入出力、及びその他のラインを追跡する。
8. プログラムと併せて使用されるハードウェアを調査する。

著作権法は、コンピュータ・プログラム開発者に対して、1 から 8 までの方法のような形態の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独立して新規著作物を創作することを妨げているわけでもありません。これは重要な点です。

(3) 第三者の権利侵害を行わずに情報を入手する手段

コンピュータ・プログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。開発者は、プログラム、そのメリット、デメリットを把握しています。開発者は、さらに、ユーザが「満足」し続け、かつ開発者の製品を購入し続けさせ

るために、情報の要請に対応することに強い関心を持っています。開発者は、「不具合 (バグ)」を修理することに強い関心を持っています。意図されたとおり作動しないプログラムでは、顧客は不満を感じます。

顧客が必要としている全ての情報を確実に提供するため、多くの開発者は、プログラムについて記述する多数の文書を公開しています。また、「ディベロッパー・キット」は、通常、他のソフトウェア・デザイナーに対して、オリジナル製品と併せて作動する他のソフトウェアを開発することを奨励するために提供されています。

次の質問は、競合製品を開発する意図を持つ者は、そのような製品の製作に必要な全ての情報を入手しているかどうかです。多くの場合、必要な全ての情報は、ライセンス、ドキュメンテーション、ディベロッパー・キット、お客様からの問合せ用ホットライン、テストその他の合法的なソース(情報源)を通じて入手されます。

しかしながら、競合するソフトウェア開発者は、ソフトウェアが何をするものかについての情報のみならず、コンピュータ・プログラムがどのようにして書かれた(表現された)かについての情報を欲しがります。この情報を入手するための合法的な方法があり、情報を要請する方法が最も明確です。前記のとおり、さまざまな状況下でプログラムをテストすることも可能です。

もともと、情報を依頼した場合、対象のプログラムの権利者は、ライセンス契約を締結して支払いを要求したり、条件を課す場合もあります。したがって、情報入手のための合法的な方法のうちには、第2の開発者に対しては「不都合」である場合もあります。

EC ソフトウェア指令は、多くの場合に、プログラムに関する情報は、開発者から提供される可能性があることを認識しています。したがって、指令は、逆コンパイルが認められる場合について、厳密に制限しています。第2の開発者は、「必要な」情報を入手するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合にのみ、逆コンパイルを行うことができます。²

2. EC ソフトウェア指令第6条

1. 第4条(a)及び(b)の範囲内における、コードの複製及びその形式の翻訳が、独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である場合には、権利者の許諾は必要とされない。ただし、以下各号を充足していることを条件とする。

(a) これらの行為は、ライセンシー又はプログラムの複製物を使用する権利を有する者、又は、それらの者に代わって権限を付与された者によって行使されること。

4. 欧米におけるソフトウェアの法的保護

(1) 米国

米国法は、一般的に、商業的逆コンパイルを認めるものではありません。著作権法は、逆コンパイルに対する個別の例外規定を定めていません。したがって、米国においては、少数の裁判所がフェア・ユースの理論に基づき許容している場合を除き、逆コンパイルは、著作権者の独占的権利を侵害し、侵害行為にあたるものであると考えられています。

逆コンパイルの特定の問題点について扱った有名な事案(*Sega 対. Accolade 事件*³及び *Atari 対 Nintendo 事件*⁴)が 2 例あります。いずれの事案もビデオゲーム・ソフトウェアに関わるものです。アタリ事件は、連邦巡回区連邦控訴裁判所の判決であるため、著作権事件の審理をする地方裁判所において先例拘束性があると見なされる可能性はほとんどありません。さらに、関連する法的問題に対する裁判所の議論がほとんど存在しないため、他の裁判所が、本件の議論を説得力のある判例と考える可能性もほとんどありません。したがって、逆コンパイルを特に扱った重要な米国判例は、セガ事件に対する第 9 巡回区連邦控訴裁判所意見ということになります。

(b)相互運用性を達成するために必要な情報が、(a)号に掲げる者にあらかじめ利用可能でないこと。

(c) これらの行為は、相互運用性を達成するために必要なオリジナル・プログラムの一部の範囲内に限られること。

2. 前項の規定は、その適用によって得られる情報を、次のように利用することを許可するものではない。

(a)独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を達成するため以外の目的のために使用すること。

(b)独自に創作されたコンピュータ・プログラムの相互運用性に必要な場合以外に、他の者に提供すること。

(c)実質的に表現が類似しているコンピュータ・プログラムの開発、製作若しくは販売のために、又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用すること。

3. 言語及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約の規定にしたがって、本条の規定は、権利者の正当な利益を不当に害するか、または、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げる方法で使用されることを認めるように解釈することはできない。

³ *Sega Enterprises Ltd.対 Accolade, Inc.* 977 F. 2d 1510 (1992 年第 9 巡回区連邦控訴裁判所)

⁴ *Atari Games Corp.対 Nintendo, Inc.* 975 F. 2d 832 (1992 年連邦巡回区連邦控訴裁判所)

セガ事件を取り扱った裁判所によって要約されるとおり、「逆コンパイラによって得られる、著作権によって保護されていないプログラムの要素に対するアクセスの唯一の手段を提供する」場合にのみ、逆コンパイルをフェア・ユースとして認めています。⁵ 逆コンパイルはセガ判決に基づき常に認められるものであるとする主張もありますが、そのような解釈は、裁判所意見によって支持されておらず、より一般的なフェア・ユースに関する、大多数の米国法とも整合するものではありません。

セガ事案を取り扱った裁判所は、逆コンパイルが当該資料を入手するための唯一の手段でない場合には問題が生じるであろうこと、及び、そのような場合には、フェア・ユースにより侵害を免れるものにはならないであろうことに特段に言及しました。⁶ 仮差止請求事件に対する抗告審であるため、要求している資料を入手するために逆コンパイルを行う代わりにアコレイド社 が使用し得た別の手段についての事実に関する記録はほとんど存在しておりません。資料を入手するためのその他の手段が存在しないことは、セガのプログラムを逆コンパイルするためにアコレイド社にとって「必要」であったとする裁判所の判示の重要な基礎であるため、この点は、記録における重大な欠落でありました。

裁判所は、フェア・ユースが存在しない場合には、逆コンパイルによって著作権が侵害されることを認めたため、したがって、逆コンパイルを認める著作権の例外自体を支持する主張を拒絶しました。⁷ 適切な状況の下では、フェア・ユースは、逆コンパイルを行う間に実施された中間的複製及び翻案に対する防禦となる可能性もあります。しかしながら、裁判所が、逆コンパイラは、オリジナル・プログラムから、アイデア及び保護されていない要素のみを使用することができるものであることを明確にしているため、セガ事件においてすら、被告の最終製品が、それ自体、原告の著作物と実質的に類似している場合には、フェア・ユースは、被告の最終製品を侵害責任から保護するものとはなりません。⁸

(2) EC における逆コンパイル

1992年、EU は、コンピュータ・プログラム保護に関する加盟国の法を調和させる目的で、

5. 977 F.2d 1518 頁。 1520 頁、前掲も参照（「プログラムの保護されていない部分に(中略)アクセスするための唯一の手段は、我々にとっては逆アセンブリであった。」）。

6. 1520 頁、前掲。

7. これらには、アイデア・表現の二分法(17 U.S.C. §102(b))、及びプログラムの複製物の所有者に対する限定された属人的な免責(17 U.S.C. §117)に基づく主張も含まれた。

8. 1527 頁から 28 頁、前掲。

ソフトウェア指令を採択しました。指令は、コンピュータ・プログラムは著作権により保護される言語の著作物であることを確認し、また、独創性についての基準などの論点について、共同体の法律をハーモナイズしました。指令は、さらに、保護範囲に関して一般的に適用される著作権に関する原則は、詳細な例外事項を要することなく、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しました。また、逆コンパイル問題に対する詳細なアプローチを要請する諸団体を調整するための妥協策として、共同体は、著作権保護についての極めて狭い範囲の例外を採択しました。

指令第 6(1)条においては、「独自に創作されるコンピュータ・プログラムと、他のコンピュータ・プログラムとの相互運用性を達成するために必要な情報を入手するために不可欠である」場合にのみ、無許諾での逆コンパイルを認めています。もっとも、いくつもの条件が課されており、逆コンパイラによって得られる情報は、「あらかじめ容易に利用可能で」ないものであり、逆コンパイルという行為は、「相互運用性を達成するために必要」なオリジナル・プログラムの一部についてのみ行うことに制限されています。さらに、第 6(2)条は、第 6(1)条に基づき取得された情報は、独自に創作されるプログラムの相互運用性を達成すること以外の目的のために使用することはできないこと、また、相互運用性のために必要である場合を除き第三者に付与することはできないこと、及び実質的に類似するプログラムを開発するため又は、著作権を侵害するその他の行為のために使用することはできないことを要求しています。

これらの詳細な前提条件に加え、権利者の正当な利益を不当に害さず、また、コンピュータ・プログラムの通常の利用を妨げないことを要請しているベルヌ条約に違反する場合には認められないとする、明示的な条件を充足している場合にのみ、逆コンパイルを認めています。

逆コンパイルに関する限られた米国判例法を米国著作権法全体という文脈において解釈しなければならないのと同様に、EC 法の例外も、指令全体の文脈において検討されなければなりません。EC 諸国は、コンピュータ・プログラムに対する著作権を、その他の言語による著作物に対する保護と同レベルに適切に調整しました。指令は、一般的な著作権に関する原則は、その他の著作物に対するのと同様に、コンピュータ・プログラムに対しても適用されることを確認しています。指令は、さらに、コンピュータ・プログラムに対して、その他の著作物に比べてより高い独創性基準を適用した EC 諸国の裁判所の誤りを訂正しています。

5. 結論

BSA は、現行の日本法が柔軟性に富むものであり、必要な範囲の調査及び解析自体を妨げるものではないと考えます。しかしながら、コンピュータ・プログラムを調査するために用いられている方法は、著作権の基本的な考え方を尊重すべきです。著作者の許可なく商業目的で著作物を複製、翻案、又は翻訳することは、侵害にあたります。これらの複製物や翻案物が中間的なものであるか、最終製品であるかは問いません。

もし、逆コンパイルの権利制限規定がどうしても必要であるとの事情があり、そのように判断された場合でも、我々は、逆コンパイルは、相互運用性の目的上の、**EU**のアプローチと整合する極めて狭い範囲の例外であるべきであると考えます。**EU**法は、公正かつ有効な法にとって不可欠であると我々が考える重要な制限を設けています。それによって、逆コンパイルは、必要な情報がその他の方法においては入手することができず、相互運用性の達成という限定された目的でのみ行われる例外的な状況でのみ認められることとなります。

以 上